議案第42号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年5月23日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年守口市条例第80号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

74. ア 44
改正後
第1条及び第2条 略
(その他の給与)
第3条 略
2 地域手当の額は、一般職の職員の例による。
3 略
4 退職手当の支給については、特別職の職員の退職手当に
関する条例(昭和33年守口市条例第1号)に定めるところに
<u>よる。</u>
(規定の準用)
第4条 この条例に基く給与(退職手当を除く。)の支給に関
しては、職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第
26号)の規定を準用する。

(一般職の職員から特別職の職員になった場合の取扱い)

第5条 一般職の職員が退職の日又はその翌日に特別職の職員になった場合の特別職の職員の退職手当に係る勤続期間の計算については、一般職の職員であった期間は通算しない。

以下 略

以下 略

(守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和27年守口市条例第93号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第3条まで 略	第1条から第3条まで 略
(地域手当等)	(地域手当等)
第4条 略	第4条 略
2 前項の地域手当 <u>、期末手当及び退職手当</u> の支給について は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年守口市条 例第80号)の適用を受ける職員の例による。	2 前項の地域手当及び期末手当の支給については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年守口市条例第80号)の適用を受ける職員の例による。 3 第1項の退職手当の支給については、教育長の退職手当に関する条例(昭和37年守口市条例第3号)に定めるところによる。

(一般職の職員から教育長になつた場合の取扱い)

第5条 一般職の職員が退職の日又はその翌日に教育長になった場合の教育長の退職手当に係る勤続期間の計算については、一般職の職員であった期間は通算しない。

第6条 略

第5条 略

(守口市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 守口市水道事業管理者の給与に関する条例(昭和46年守口市条例第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
(手当) 第3条 略 2 地域手当 <u>及び退職手当</u> の額は、水道局の職員の例による。 3 略	 (手当) 第3条 略 2 地域手当の額は、水道局の職員の例による。 3 略 4 退職手当の支給については、特別職の職員の退職手当に 関する条例(昭和33年守口市条例第1号)に定めるところに よる。
(規定の準用)	(規定の準用) 第4条 給料及び手当(退職手当を除く。)の支給については、

による。	水道局の職員の例による。
<u>(一般職の職員から水道事業管理者になつた場合の取扱い)</u>	
第5条 一般職の職員が退職の日又はその翌日に水道事業管	
理者になつた場合の水道事業管理者の退職手当に係る勤続	
期間の計算については、一般職の職員であつた期間は通算	
1.701	

(特別職の職員の特別退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の特別退職手当に関する条例(昭和33年守口市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
特別職の職員の特別退職手当に関する条例	特別職の職員の退職手当に関する条例
(目的) 第1条 この条例は、市長、副市長及び水道事業管理者(以下「特別職の職員」という。)に支給する <u>特別退職手当</u> について定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市長、副市長及び水道事業管理者(以下「特別職の職員」という。)に支給する <u>退職手当</u> について 定めることを目的とする。
以下 略	以下 略

(教育長の特別退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の特別退職手当に関する条例(昭和37年守口市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改 正 後
教育長の特別退職手当に関する条例	教育長の退職手当に関する条例
以下略	以下略

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。